

令和4年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	9. 教育費	大事業	3. 和田公民館管理運営事業
項	5. 社会教育費	中事業	
目	3. 公民館費	担当所属	和田公民館

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
							令和3年度	令和4年度
経常	単独	通常	0	0	3,726		-	-
							-	-
							-	-
							-	-
							-	-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	111	
本年度当初査定額	111	3,861

財源内訳	使用料及び手数料	諸収入						一般財源
本年度当初要求額	72	39						△111
本年度当初査定額	72	39						3,750

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) 地域住民等の利用に供するため、施設の維持・管理及び運営に関わる庶務を行い、円滑に業務を遂行します。</p> <p>(施設の提供-団体、グループ)</p> <p>月～日曜日・祝日</p> <p>午前9時～午後5時</p> <p>火・金曜日の夜間</p> <p>午後9時まで (祝日を除く)</p>	<p>(事業の目的) 市民の集会や学習の場として提供するとともに、公民館主催事業の場として、公民館施設の提供を行います。</p>	<p>(事業の効果) 市民にとって安全で快適な学習活動の場と機会を提供できます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 建設後40年以上経過し、随所に修繕しなければならない箇所があるため、利用者の安全確保、利便性の向上のため計画的な修繕を実施することが必要となっています。</p>	<p>(前年度からの見直し点) 千葉県最低賃金の改定に伴い管理業務委託料が増加していますが、予算内容全体を精査し、併せて活動事業の見直しを図ることで予算の削減に努めました。</p>	<p>(見積についての特記事項) 社会教育法で、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活の即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定しています。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	5	6	△1
10	1,429	1,530	△101
11	176	176	0
12	2,009	1,969	40
13	231	276	△45
17	11	38	△27

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	15	01	08	04	02	02	和田公民館施設使用料	72	72	72	0
	22	05	04	01	50	04	コピー機使用料	15	15	15	0
	22	05	04	01	50	17	自動販売機設置電気料	24	24	24	0
差引一般財源								△111	3,750	△111	3,861